

ニューノーマル処方箋(第49回)


小規模事業者に限定した補助金を受給する方法

2024.07.24



<目次>

- ・NPOや個人事業主も受給できる補助金とは
- ・最大で250万円の補助が受けられる！？
- ・募集は何度も行われている。今から準備を！



**『業務効率化・コスト削減』でお悩みの方に
おすすめ資料をご紹介します！**

資料ダウンロードはこちら >

NPOや個人事業主も受給できる補助金とは

中小企業は、大企業と比べると資金力に劣りますが、一方で中小企業庁などが実施しているさまざまな助成金・補助金の利用が可能です。

「小規模事業者持続化補助金」(以下、持続化補助金)も、中小企業が受給できる補助金の1つです。これは、自社の経営を見直し、持続的な経営に向けて経営計画を作成した企業や団体に対し、商工会・商工会議所が販路開拓や生産性向上の取り組みを支援する制度です。

持続化補助金の対象となる企業は、常時使用する従業員の数によって異なります。例えば商業・サービス業は「5人以下」、宿泊業・娯楽業・製造業は「20人以下」です。法人だけでなく、個人事業、特定非営利活動法人(NPO)も申請できます。

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数 5人以下
宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

出典:小規模事業者持続化補助金<一般型>ガイドブック

持続化補助金の給付対象企業として選ばれた場合、新商品の開発費や機器・設備などのレンタル費、広報費やウェブサイトの開発費など、全部で11項目の経費の一部が補助されます。

ただし、車やオートバイ、パソコンや文房具など、汎用性が高く目的外使用になりえるものについては補助対象外となります。加えて、10万円を超える支払いを現金で行った場合、税込み100万円を超える支払いもしくは中古品については、2者以上から見積もりを受ける必要があります。

補助対象経費科目	活用事例
①機械装置等費	補助事業の遂行に必要な製造装置の購入等
②広報費	新サービスを紹介するチラシ作成・配布、看板の設置等
③ウェブサイト関連費	ウェブサイトやECサイト等の開発、構築、更新、改修、運用に係る経費
④展示会等出展費	展示会・商談会の出展料等
⑤旅費	販路開拓(展示会等の会場との往復を含む)等を行うための旅費
⑥新商品開発費	新商品の試作品開発等に伴う経費
⑦資料購入費	補助事業に関連する資料・図書の購入費用等
⑧借料	機器・設備等のリース・レンタル料(所有権移転を伴わないもの)
⑨設備処分費	新サービスを行うためのスペース確保を目的とした設備処分等
⑩委託・外注費	店舗改装など自社では実施困難な業務を第三者に依頼(契約必須)

出典:小規模事業者持続化補助金<一般型>ガイドブック

最大で250万円の補助が受けられる！?… 続きを読む